

令和3年第2回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

高橋 千佳

押印掲載  
を省略

1 日時 令和3年 8月 4日(水) 10時00分～ 11時45分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

田中 康治 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

財政局 財政部 契約課 工事契約係長

都市整備局 技術企画担当課長

都市整備局 技術管理室 主幹

水道局 総務部 財務課長

水道局 総務部 財務課 契約係長

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

水道局 給水部 南配水課長

水道局 給水部 南配水課 南維持係長

水道局 給水部 南配水課 管路係

水道局 浄水部 施設課長

水道局 浄水部 施設課 建築係長

水道局 浄水部 施設課 電機係長

交通局 総務部 財務課長

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

交通局 鉄道技術部 電気課長

ガス局 総務部 財務課長

ガス局 総務部 財務課 契約係長

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課長

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課 営業工事第二係長

加藤 康弘

関本 英嗣

菊池 信幸

佐々木健雄

高橋 賢

根本 大助

佐藤 宏之

本田 勝博

松岡 裕治

畑山 忠幸

大槻 武

池之上勇貴

鈴木 博春

中島 大樹

伊藤 豊

五十嵐隆洋

永田 健一

後藤 敏哉

斎藤 勝美

遠藤 昭裕

## 5 会議の経過

### 【1】 開会

本日の第2回委員会は、当初5月に予定していたものを、新型コロナウイルス感染症の影響により延期としたもので、委員会への報告内容及び審議については、通常の2回分の期間を対象としたもの。

### 【2】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳 委員

#### (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」（会議資料その1 P.1 及び会議資料その2 P.1）、「入札方式別発注工事一覧表」（会議資料その1 P.2 及び会議資料その2 P.2）、「指名停止の運用状況一覧表」（会議資料その1 P.28 及び会議資料その2 P.24～26）に基づき報告。

### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約件数の増減について	委員長	工事契約件数への新型コロナウイルス感染症やウッドショック等の影響は無かったと考えてよいか。
	事務局	国から示されている、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、安全安心に必要な社会基盤として、公共工事は事業継続を要請されている。そのため、公共工事の発注は継続しており、大きな件数の減少はない。
労働安全衛生法違反の判明理由について	委員	会議資料その1のNo.1について、遅滞なく報告しなければならないところ、報告書を提出しなかったとして労働安全衛生法違反になっているが、どのように判明したのか。
	事務局	該当工事については長野県発注工事であり、判明理由等の詳細については把握していない。
労働災害発生の報告期限について	委員	会議資料その2のうち、水道局の案件について、速やかに労働災害の発生を報告しなかったとあるが、報告までの期間等は定まっているのか。
	事務局	明確な期間は定まっていないが、できる限り速やかに報告することとなっている。なお本案件に伴い、施工中の現場に関しては工事監督員を通じて、速やかに報告する義務がある旨を再周知している。

	委員	明確な期間は定まっていないということだが、大まかな目安のようなものはあるのか。
	事務局	事故が発生した時点で工事監督者には速報をいれるべきであると考えている。
該当事項選 定理由につ いて	委員	会議資料その2のうち、ガス局の案件について、指名停止理由を不正又は不誠実な行為ではなく、工事関係者事故としているのはどのような理由か。
	事務局	本案件は、本市発注の工事において、安全管理の措置が不適切であったことから発生した事故であり、事業者からの報告に基づいて行ったものであることから、工事関係者事故とした。
指名停止期 間の選定理 由について	委員	不正又は不誠実な行為を理由としている中で、資料その2のうち水道局の案件のみ、指名停止期間を2ヶ月とした理由は何か。
	事務局	事業者等からの報告ではなく、情報提供を受けたうえの聞き取りによって発覚したものであるため、2ヶ月とした。
	委員	他の案件の指名停止期間が1ヶ月である理由は。
	事務局	本市発注の工事ではなく、また他の理由による指名停止であるため、1ヶ月としている。
	委員	資料その2のうち水道局の案件について、もし事業者が遅滞なく報告していた場合は、工事関係者事故として2ヶ月間の指名停止となるのか。
	事務局	遅滞なく報告していた場合、安全管理の措置が不適切であったことが要因での負傷であれば、工事関係者事故として2ヶ月間の指名停止となる。

## (2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、令和2年10月1日～12月31日契約の251件の工事のうち、田中委員が10件、令和3年1月1日～3月31日契約の120件の工事のうち、蘆立委員が10件をそれぞれ事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」計20件を報告。(詳細は資料その1 P.29 及び 資料その2 P.27 参照)

2) 委員会において、1)の20件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

なお、今回は通常の委員会で審議している2回分の対象件数から通常の委員会と同じ件数を審議事案として選定していることから、特例として今回審議事案とならない残り14件について、委員会後の定められた期間で文書による質疑を行うこと及び具体的な実施手順、議事録の扱い等を事務局より説明し、全委員から同意を得た。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

④青葉区管内街路樹根上り対策工事（田中委員抽出）

⑥水施設 第 2020-28 号 綱木坂送水ポンプ場外壁・屋上屋根改修工事（田中委員抽出）

◆随意契約

⑨水施設 第 2020-42 号 令和 2 年度監視制御システム改良工事（金澤委員抽出）

◆特例政令適用一般競争入札

⑩広瀬川第 3 雨水幹線工事 1（蘆立委員抽出）

◆制限付き一般競争入札

⑬（市）大倉中線大倉大橋橋梁補修工事（蘆立委員抽出）

⑱管整 第 2020-21 号 口径 100・150 耗 西多賀四丁目地内配水支管更新及び水管橋(名召橋)更新工事（高橋委員抽出）

（3）抽出事案の審議

【質疑応答】

「④青葉区管内街路樹根上り対策工事」 について

論点等	発言者	発言内容
失格理由の考え方について	委員	本案件の失格した事業者の失格理由が共通仮設費となっているが、これは失格基準価格の共通仮設費を下回ったということか。
	事務局	まず総額について、総額判断基準価格を下回っているかを確認している。下回っていた場合、失格基準価格の各項目について確認し、下回っていた場合は失格となる。 今回は共通仮設費が失格基準価格を下回っていたため、失格となった。
工種の選定について	委員長	本案件は土木工事として発注しているが、内容として、造園の経験が必要というわけではないのか。
	事務局	本案件は、掘削前状況調査や、掘削中状況調査以外は土木工事の性格が強い工事となっている。 応札した 3 社は、いずれも複数の業種を含む本市発注工事の実績があり、また、街路樹に関する調査については外注で対応することが可能であるため、本案件は造園工事の施工経験がなくても履行可能であったと考えている。

「⑥水施配 第 2020-28 号 綱木坂送水ポンプ場外壁・屋上屋根改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
応札事業者数について	委員	参加資格に該当する事業者は何社ほどあるのか。
	事務局	参加資格として設定した、市内に本店のある、鉄骨鉄筋コンクリート建築工事に登録している格付評点 600 点以上の事業者は、133 社ほどある。
	委員	他工事の受注状況等も関係してくると思うが、2社しか応札がなく、不人気であった理由は何か。
	事務局	発注が下半期にずれ、技術者の確保が困難であったという状況や、施工期間が冬場にかかるため、塗装の乾燥状態が危惧されることから人気が無かったのではないかと考えられる。 また、同時期に発注した別工事が5社応札であり、そちらを選択した事業者がいた可能性も考えられる。
工事概要について	委員	本案件の概要を具体的に教えてほしい。
	事務局	基本的に屋上の防水の改修を行う工事であり、ウレタンの塗装防水の新設や、シーリングの打替え、外側の壁の改修・塗装替え等を実施している。
失格基準価格について	委員	失格となった事業者について、総額判断基準価格を大きく下回っていないにも関わらず、失格基準価格を下回っているが、内訳のバランスが悪かったため、失格となってしまったということか。
	事務局	その通りである。
落札率について	委員	今回入札した2社の入札額が、その開きがあるように思われる。 本案件については、事業者によって計算が違ってくるような種類の案件なのか。特に落札した事業者の価格が予定価格と同額であるが、理由があるのか。
	事務局	明確な理由はわからないが、同時期に発注した別工事を他の事業者が選択する可能性が高いことや、時期的な要因から、参加する事業者が少ないと想定したことが、予定価格と同額で入札された要因と推測される。 また、施工箇所が山の中にあるので、現場環境もあまり良くないことも理由として考えられる。
	委員長	失格となった事業者は、落札するために応札金額を下げた結果、失格となってしまったということだと思う。 発注の時期等の要因を解消し、入札参加者が増えれば、100%の落札率は防げたのではないかとと思われる。

「⑨水施建施 第 2020-42 号 令和 2 年度監視制御システム改良工事」について

論点等	発言者	発言内容
監視制御システムについて	委員	本案件は、ごみ処理場のメンテナンスと同じように随意契約となるのは仕方がないと考えるが、メンテナンスの頻度や予算を教えてほしい。
	事務局	本案件については、既存のシステムへ新たな信号の取込み等を行う、改良工事になる。メンテナンスについては、毎年点検業務委託を発注しており、100万円程度の金額で行っている。
	委員	本システムの稼働想定期間はどの程度か。
	事務局	恒久的に使用していくことを想定しており、サーバーや機器類等については、適宜更新している。
メンテナンス事業者について	委員	今後も本システムの開発製作を行った事業者がメンテナンスを行っていくことになるかと思うが、他の事業者ではメンテナンス等はできないのか。
	事務局	基本的には動作保障や、監視、制御、動作確認ができるという観点で、事業者選定しなければならないため、本事業者以外ではできない。

「⑩広瀬川第 3 雨水幹線工事 1」について

論点等	発言者	発言内容
特別重点調査適用基準額について	委員	特別重点調査適用基準額は、一般競争入札での失格基準価格に該当するものという理解で良いか。
	事務局	概ねその通りであるが、特例政令適用の案件については、失格基準価格を設けることはできないため、特別重点調査適用基準額として、調査基準価格より重点的な調査を行うための基準額になっている。
	委員	特別重点調査適用基準額を下回った事業者がすべて辞退しているが、これは調査ヒアリングの対象になる際に、基準額を下回った入札であった旨を事業者へ伝えただけで、基準をクリアすることが難しいと判断したため、辞退しているということか。
	事務局	1回目の開札で、評価値等もすべて公表されるため、特別重点調査対象となった時点で落札の可能性が低いと判断し、辞退する傾向がある。
	委員	特別重点調査対象になった事業者がすべて辞退するというのは、一般的な形なのか。
	事務局	過去の傾向を見ると、一般的な形となっている。本市としても、特別重点調査適用基準額を失格基準価格として取扱うことは可能か、国にも確認しているところである。

総合評価の対象について	委員	総合評価審査調書中の品質管理システムの認証取得状況について、JV案件においては、すべての事業者が認証を取得している場合に満点になるということか。
	事務局	落札者決定基準の評価項目と配点の列に記載の点数が満点となるが、今回はすべての入札参加者が認証取得しており、全者満点となっている。
	委員	代表者、構成員のうち1者でも認証を取得していなければ、0点になっていたということか。
	事務局	本項目の評価基準は、認証取得があれば満点、なければ0点としている。本案件では、JVの代表者が認証を取得していれば満点となる。
	委員	他の評価項目に関しても、同じ考え方か。
	事務局	本案件の評価項目は、すべてJVの代表者の実績を評価対象としている。
	委員	JVの代表者のみが評価の対象になっているとのことだが、その他の構成員についての考え方は。
	事務局	まず、入札参加条件を設定する段階で、代表者と構成員それぞれについて、経営規模や技術力を担保できるよう、建設業法の総合評定値を用いて入札参加資格を制限している。入札に参加できる企業は、その段階で施工能力が確保できているものと考えている。 加えて、代表者、構成員ともに配置予定技術者に相応の実績を求めており、一般的な単体の工事と同様にそれらの担保をしたうえで発注している。 したがって、総合評価としては代表者を評価対象とするが、構成員は、入札参加の段階で制限をかけて施工能力を確保している考えである。

「⑬（市）大倉中線大倉大橋橋梁補修工事」について

論点等	発言者	発言内容
落札率について	委員	本案件の落札率が100%であったが、これは落札事業者の評価点が高いため、余裕をもって入札をしたとも考えられるが、理由は何か。
	事務局	入札事業者3社については、工事内容に対する実績があり、確実に施工できるということは把握していた。 本案件は、施工場所が山の中の方にあり、移動の不便さ等から一般的には不人気な案件だったと考えられる。その中で、仙台市では橋梁補修工事をこの形式にて10年弱ほど発注しており、実績を稼ぐことや、社内にノウハウを取り込みたいと考える事業者が、予定価格から落とした形での入札をしている。 落札事業者としては、施工条件があまり良くないため、入札参加者数が少ないものと想定し、入札したのではないかと推測できる。



補修の期間について	委員	インフラについては、修繕計画を策定したうえでの工事だと思われるが、計画上では、どのくらいの間隔で補修をしているものなのか。
	事務局	橋梁については、5年に1回法定点検を行うこととなっており、その結果をもとに本市で橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、工事を発注している。 本案件の大倉大橋は、早期措置段階と判定された橋梁であり、早期措置段階の橋梁については、計画の中で優先的に修繕を行っていくこととしている。

「⑩管整 第2020-21号 口径100・150 耗 西多賀四丁目地内配水支管更新及び水管橋(名召橋)更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
応札事業者数について	委員	1社応札であるが、参加資格のある事業者は何社あるのか。
	事務局	こちらの資格条件である、市内に本店のある、水処理施設工事に登録している格付評点750点以上の事業者は、57社ほどある。
	委員	不人気だった理由は何か。
	事務局	入札の時期が1月末だったため、事業者側にて技術者の確保が一定程度困難だったことが推察できる。 以前も1社応札の案件があったことをふまえ、入札参加者数を増やす方法として、施工場所や規模等を組み合わせるなど発注方法を工夫している。今後も、参加者数が増えるよう、取り組みを考えていきたい。
	委員	入札時期を変更することで参加者数を増やすのは可能か。
	事務局	配管工事に関しては、特定の期間に集中しないよう、分散化することを基本としている。ただし、分散化させた結果、1月末発注となり、技術者の確保が難しくなった可能性もあるため、今後より良い方法を考えていきたい。
更新工事の計画について	委員	老朽管の更新工事はどのくらい進んでいるのか。全体像を見たうえで、入札の時期やバランスを考えるべきでは。
	事務局	これまでの20年間でやってきた、年間27kmの更新を、今後5年間のうちに年間40kmの更新を行うという、管路更新のペースアップを考えている。これは老朽管が増加してきていることに起因している。 今回の工事のうち、赤水対策等の機能障害解消のための更新工事については、配水管総延長3500kmのうち、残りは2km程度だと思われる。 ただし、機能障害を起こす要因のうち経年劣化に伴うものについては、毎年増えていくものであるため、毎年度様々な条件を勘案し、当該年度に更新する管を決定している。長期的な計画を策定し、大枠は定めているが、具体的な施工場所等はその都度決めなければならない。

	委員	単純に管を敷設されてからの経過年数等だけで老朽化の判断ができるわけではないのか。
	事務局	年数が最も大きな要因ではあると思うが、土壌や土質、管種等も大きく影響している。

以上のほか「全体を通しての質疑」について  
特に質問はなかった。

## 6 その他

(1) 以下の改正及び状況についての報告説明を行なった。

- ①総合評価一般競争入札制度の改正について
- ②令和2年度の工事契約落札率について

なお、上記報告説明について特に質問はなかった。

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は金澤委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、令和3年11月16日14時からの予定である。

## 7 閉会